

## 第28 住戸用自動火災報知設備

### I 外観検査

#### 1 常用電源

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 1に準じたものであること。

#### 2 配線（電源回路の配線を除く。）

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 2に準じたものであること。

#### 3 住戸用受信機

- (1) 温度、湿度、衝撃、振動等により受信機の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。
- (2) 住戸等及び共用部分には、住戸用受信機を設けてあること。

#### 4 中継器

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 4に準じたものであること。

#### 5 感知器

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 5に準じたものであること。

#### 6 音声警報装置

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 6に準じたものであること。

#### 7 戸外表示器

第27 共同住宅用自動火災報知設備 I. 7に準じたものであること。

## II 性能検査

性能検査は、各機器等ごとの検査及びシステムとしての総合検査に分け、それぞれ次により実施すること。

なお、他の設備と関連するものについては、その内容に応じて、当該他の設備とあわせて実施するか、又は本設備と切り離し、事故防止に留意して実施すること。

### 〔I〕 各機器等ごとの検査

#### 1 配線検査

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅱ. [I]. 1 ((2). ア. (ア) 及びイ. (ア). aを除く。) に準じたものであること。

#### 2 中継器検査

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅱ. [I]. 3に準じたものであること。

### 〔II〕 総合検査

#### 1 方法

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅱ. [II]. 1に準じたものであること。

#### 2 合否の判定

第27 共同住宅用自動火災報知設備Ⅱ. [II]. 2 ((2). イを除く。) に準じたものであること。